

審判部における 地方の中小・ベンチャー企業等の支援

特許庁審判部審判課企画班企画係長 齊藤 彬

抄録

審判部では、地方の中小・ベンチャー企業等の支援を目的として、審判合議体が地方に出張して面接を行う出張面接や、無効審判・取消審判の口頭審理を行う巡回審判を実施しています。また、請求人等がテレビ面接を行うことが可能なTV会議システムも導入しています。

本稿では、まず、審判制度について概要を説明し、次いで、それらの審判手続において利用される出張面接・テレビ面接及び巡回審判について紹介します。また、主に地方で開催している模擬口頭審理の実演といった審判部の取組についてもあわせて紹介します。

1. はじめに

審判部では従前より、地方の中小・ベンチャー企業等の支援を目的として、審判合議体が地方に出張して面接を行う出張面接や、無効審判・取消審判の口頭審理を行う巡回審判を実施しています。また、審判請求人等がインターネットを經由してテレビ面接を行うことが可能なTV会議システムも導入しています。

本稿では、まず、拒絶査定不服審判や無効審判・取消審判等の審判制度について概要を説明し、次いで、それらの審判手続において利用される出張面接・テレビ面接及び巡回審判について具体的に紹介します。また、審判制度、特に口頭審理について一般ユーザーに、より広く知ってもらうことを目的として、主に地方で開催している模擬口頭審理の実演といった審判部の取組についてもあわせて紹介します。

2. 審判制度について

(1) 審判の役割・位置づけ (Fig.1 参照)

審判とは、一般的に行政機関が準司法的手続に従って一定の処分を行う制度を指します。そして、産業財産権の審判制度は、①審査部が行った審査結果をレビューすることと、②権利の有効性等に関する紛争を迅速・安価に解決することという2つの機能を持っています。

(2) 各種審判制度について

ア 拒絶査定不服審判

審査において拒絶査定を受けた者がこれに不服がある場合に請求できる審判です(特許法第121条、意匠法第46条、商標法第44条)。審判請求人と特許庁との間でやりとりがなされる、いわゆる「査定系」の手続です。

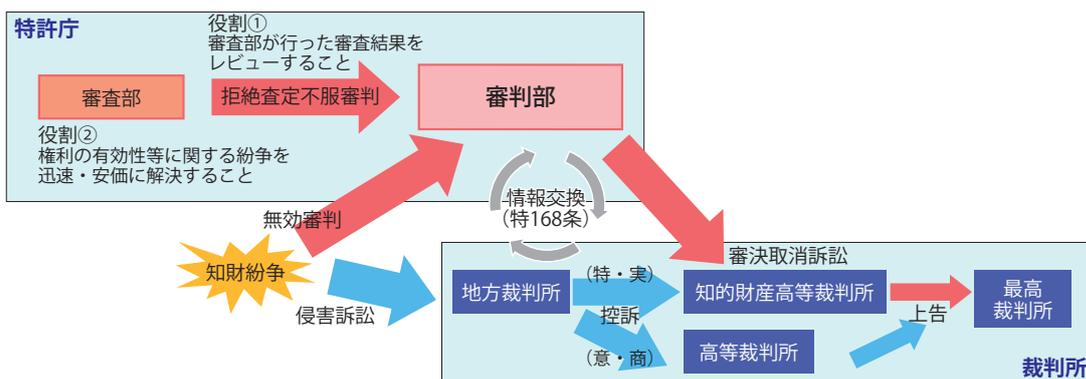


Fig.1 審判の位置づけ

イ 無効審判

登録されている権利に瑕疵がある場合に、その権利を無効とすることを請求できる審判です（特許法第123条、実用新案法第37条、意匠法第48条、商標法第46条）。権利を無効としたい審判請求人と権利者である被請求人との間でやりとりがなされる、いわゆる「当事者系」の手続です。

ウ 不使用による取消審判（商標のみ）

商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが継続して3年以上日本国内において、指定商品・指定役務に登録商標を使用していないときに、何人もその商標登録を取り消すことについて請求できる審判です。（商標法第50条）。これも先の無効審判と同様、「当事者系」の手続です。

（3）口頭審理について

口頭審理とは、当事者による口頭の陳述をもって審理を行う審理方式で、主に、無効審判、取消審判（商標のみ）のように、当事者を被請求人とする当事者系審判を対象に行われます。当事者双方の立ち会いのもとで審判合議体と当事者とが口頭でやりとりをすることにより、的確に争点を把握・整理することが可能になります。また、書面では十分に言い尽くすことが難しい内容について、当事者双方が口頭で説明することで、審理の内容が充実し、審決に対する当事者双方の納得感の向上にもつながることが期待されます。

口頭審理は、審判廷で行われるものですが、特許庁には現在3か所の審判廷があります（特許庁本庁



Fig.2 口頭審理が行われる特許庁の大審判廷

舎に1か所、経済産業省別館に2か所）。口頭審理は原則として公開で行われますので、誰でも傍聴することができ、そのスケジュールは、特許庁のウェブサイト (https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/kousyo.htm) で確認できます。

3. 地方企業等の支援のための取組

（1）地方面接・テレビ面接

ア 審判における出張面接とは

面接は、審理に関する審判請求人と審判合議体との間の意思疎通を図り、審理の促進に役立てるために行うもので、主に拒絶査定不服審判事件において行われています。通常の面接は、特許庁において行われますが、出張面接は、地方に居所を有する審判請求人及びその代理人のもとへ審判合議体が出向いて行うものです。

イ 出張面接を申込みできる方

全国各地域の中小・ベンチャー企業等を支援することを目的としていますので、拒絶査定不服審判を請求している（ただし、前置審査中の事件は除きます。）全国各地域の中小・ベンチャー企業の方々を主たる対象として実施しています。

ウ 出張面接の手続

申込についての特別な様式等はなく、審判請求人又はその代理人から、審判事件を担当する審判合議体、部門長または審判書記官に、地方面接を希望する旨の連絡があれば、原則として実施されます。

詳しくは、特許庁のウェブサイト (https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tihou_mensetu.htm) をご参照下さい。

エ テレビ面接

テレビ面接とは、インターネットを利用したテレビ会議システムを用いる面接です。出張面接に代えて、テレビ面接を行うことも可能です。

詳しくは、特許庁のウェブサイト (https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/telesys_mensetu.htm) をご参照下さい。

(2) 巡回審判

ア 巡回審判とは

審判部では、地域の中小企業等の支援を目的として、全国各地で巡回審判を行っています。巡回審判とは、特許、実用新案、意匠、商標の無効審判や取消審判（商標のみ）等について、請求人や被請求人の所在する地域に、審判合議体と審判書記官が出向き、口頭審理を行うものです。

もちろん、全国各地に審判廷があるわけではないため、請求人や被請求人等の所在する地域近辺の会場を借り、そこを特許庁審判廷として実施します。口頭審理の進行に関しては、基本的に特許庁の審判廷で実施されるものと何ら変わりません。

イ 巡回審判を行うには

当事者が巡回審判を希望する場合は、審判請求書や答弁書等の書面を通じ、口頭審理実施前に、事件を担当する審判合議体又は審判書記官に巡回審判を希望する旨を伝えてください。巡回審判の実施要請は、担当審判書記官から期日調整の依頼があったときに行うこともできます。

また、両当事者が地方ユーザーである場合、必要に応じて、審判部から両当事者に巡回審判の実施を提案する場合があります。

ウ 巡回審判の開催実績

過去の開催実績は、平成26年度は、北海道、愛知県、京都府等で33件、平成27年度は、新潟県、福井県、福岡県等で16件、平成28年度(上半期)は、愛知県、石川県、大阪府等で15件となっています。



Fig.3 巡回審判の様子

エ 巡回審判の傍聴

巡回審判も通常の口頭審理と同様、誰でも傍聴することができます。普段、審判に接する機会が少な

い地域の方も、巡回審判を傍聴することで、審判手続に関する知識を深めていただくことが可能です。

スケジュールは、特許庁のウェブサイト (https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/kousyo.htm) で確認できます。

(3) 模擬口頭審理の実演

ア 模擬口頭審理とは

次に、模擬口頭審理の取組を紹介します。

審判部は、知財制度ユーザーに対して、積極的な口頭審理の活用や巡回審判の推進等の施策をアピールし、一層の利用促進を図るとともに、審判制度をより広く知ってもらうことを目的として、模擬口頭審理を開催しています。これは、架空の審判事件に基づいた口頭審理のシナリオを作成し、聴衆の前で実演するものです。

イ 模擬口頭審理の実演実績

2016年は、巡回特許庁in中部、ひろしま、九州（それぞれ、2月に名古屋、8月に広島、10月に福岡にて実施）や、特許審判制度説明会（5月に大阪、12月に東京にて実施）の中で、模擬口頭審理の実



Fig.4 口頭審理実演の様子 (巡回特許庁 in ひろしま)



Fig.5 口頭審理実演の様子 (巡回特許庁 in 九州)

演を行いました。実演には地方の弁理士の方にも参加していただきました。聴衆からは、口頭審理の手續や進行の仕方がよく理解できた等のご意見をいただき、大変好評でした。地方のユーザーにも審判制度がより身近になるよう、これからもこうした活動を続けていきます。

また、上記の実演に参加できなかったという方も含め、模擬口頭審理をいつでも見られるよう、工業所有権情報・研修館のIP・eラーニングの教材として動画を公開しております。

(IP・eラーニングへのリンク：<https://ipe.inpit.go.jp/inavipe/service>)



Fig.6 IP・eラーニングのイメージ①



Fig.7 IP・eラーニングのイメージ②

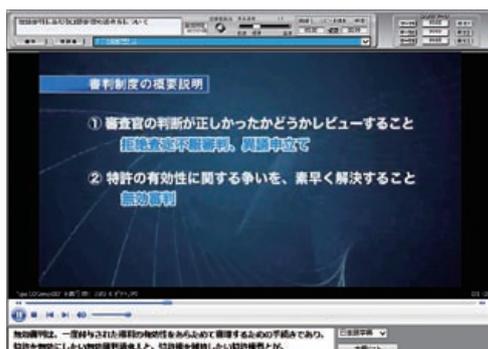


Fig.8 IP・eラーニングのイメージ③

(4) その他の取組

審判部では、特許庁ウェブサイト、リーフレット、各種説明会等をできる限り活用して、巡回審判・出張面接・テレビ面接がより広く認知され利用されるよう努めています。

また、業界コンタクトや地方出張等の機会を捉えて、巡回審判・出張面接・テレビ面接に関して、ユーザーから改善点等についての意見を伺うことにも努めています。



Fig.9 巡回審判・出張面接・テレビ面接のリーフレット

4. おわりに

実は本記事の筆者も、IP・eラーニングで公開されている模擬口頭審理に出演しています。もし、IP・eラーニングをご覧になって私の姿を発見した方がいらっしゃいましたら、「観たよ」というご一報をいただけるとありがたいです。

最後になりましたが、本稿を通じて、地方の中小・ベンチャー企業等を支援するための審判部の様々な取組に対して、皆様の理解がより深まれば幸いです。

profile

齊藤 彬 (さいとう あきら)

2011年4月 特許庁入庁 (特許審査第二部生産機械)

2014年4月 審査官昇任 (審査第二部生産機械)

2016年7月から現職